

第16款 諸支出金

(単位:千円)

事業名		本年度	前年度	比較
第16款 諸支出金		127,870,718	122,811,318	5,059,400
1項	地方消費税清算金	58,850,421	57,667,145	1,183,276
	1目 地方消費税清算金	58,850,421	57,667,145	1,183,276
	地方消費税清算金 P. 374	58,850,421	57,667,145	1,183,276
2項	利子割交付金	684,137	313,194	370,943
	1目 利子割交付金	684,137	313,194	370,943
	利子割交付金 P. 374	684,137	313,194	370,943
3項	配当割交付金	2,198,528	1,396,884	801,644
	1目 配当割交付金	2,198,528	1,396,884	801,644
	配当割交付金 P. 375	2,198,528	1,396,884	801,644
4項	株式等譲渡所得割交付金	2,103,444	1,503,080	600,364
	1目 株式等譲渡所得割交付金	2,103,444	1,503,080	600,364
	株式等譲渡所得割交付金 P. 375	2,103,444	1,503,080	600,364
5項	法人事業税交付金	5,867,683	5,620,933	246,750
	1目 法人事業税交付金	5,867,683	5,620,933	246,750
	法人事業税交付金 P. 376	5,867,683	5,620,933	246,750
6項	地方消費税交付金	57,331,367	54,212,656	3,118,711
	1目 地方消費税交付金	57,331,367	54,212,656	3,118,711
	地方消費税交付金 P. 376	57,331,367	54,212,656	3,118,711
7項	ゴルフ場利用税交付金	687,389	710,992	△ 23,603
	1目 ゴルフ場利用税交付金	687,389	710,992	△ 23,603
	ゴルフ場利用税交付金 P. 377	687,389	710,992	△ 23,603
8項	環境性能割交付金	147,739	1,386,424	△ 1,238,685
	1目 環境性能割交付金	147,739	1,386,424	△ 1,238,685
	環境性能割交付金 P. 377	147,739	1,386,424	△ 1,238,685
9項	利子割精算金	10	10	
	1目 利子割精算金	10	10	
	利子割精算金 P. 378	10	10	

第17款 予備費

(単位:千円)

事業名		本年度	前年度	比較
第17款 予備費		700,000	700,000	
1項	予備費	700,000	700,000	
	1目 予備費	700,000	700,000	
	予備費	700,000	700,000	

第16款 諸支出金

年度	8	事業名 (事項)	地方消費税清算金		担当部課	総務部 税務課	
					担当者	不動産・軽油係	
					連絡先	027-226-2198	
会計名	一般会計				説明書ページ	263	
予算科目	第16款 諸支出金 一第1項 地方消費税清算金 一第1目 地方消費税清算金						
事業期間	H9年 ~ 年		根拠法令	地方税法、県税条例			
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	58,850,421				58,850,421		
(前年度)	57,667,145				57,667,145		
(前々年度)	49,677,210				49,677,210		
決算額							
(前年度)	59,059,686				59,059,686		
(前々年度)	54,563,995				54,563,995		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
地方消費税は、最終消費地所在の都道府県に帰属すべきであるが、最終消費地と課税地の不一致が生じるため、都道府県間において消費関連指標により清算を行い、最終消費地と課税地の一致のための調整を行う。							
事業計画 (具体的に何をやるのか?)					事業費(節)の内訳		
○消費関連指標(小売年間販売額・サービス業対個人事業収入額・人口)により、各都道府県の消費に相当する額を算出して、そのシェアにより都道府県間の清算を行う。 (清算月:5月、8月、11月、2月)					22	償還金	58,850,421

年度	8	事業名 (事項)	利子割交付金		担当部課	総務部 税務課	
					担当者	事業税係	
					連絡先	027-226-2196	
会計名	一般会計				説明書ページ	263	
予算科目	第16款 諸支出金 一第2項 利子割交付金 一第1目 利子割交付金						
事業期間	S63年 ~ 年		根拠法令	地方税法、県税条例			
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	684,137				684,137		
(前年度)	313,194				313,194		
(前々年度)	78,535				78,535		
決算額							
(前年度)	603,000				603,000		
(前々年度)	113,132				113,132		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
利子所得に対する住民税について制度簡素化のため県民税としてのみ課税していることから、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。							
事業計画 (具体的に何をやるのか?)					事業費(節)の内訳		
○県民税利子割納入額のうち個人に対する部分の59.4%を市町村毎に按分し交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月:3月)					18	交付金	684,137

第16款 諸支出金

年度	8	事業名 (事項)	配 当 割 交 付 金			担 当 部 課	総務部 税務課	
						担 当 者	事業税係	
						連 絡 先	027-226-2196	
会計名	一般会計					説明書ページ	263	
予算科目	第16款 諸支出金 一第3項 配当割交付金 一第1目 配当割交付金							
事業期間	H16年 ~ 年	根拠法令	地方税法、県税条例					
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源			
当初予算額	2,198,528				2,198,528			
(前年度)	1,396,884				1,396,884			
(前々年度)	1,248,563				1,248,563			
決算額								
(前年度)	2,417,501				2,417,501			
(前々年度)	2,246,482				2,246,482			
事業目的 (県民にとってのメリットは?)						新・総合計画(基本計画)との関連		
<p>上場株式等の配当に対する住民税について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みとして県民税配当割が平成16年1月に創設されたことに伴い、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。</p>								
事業計画 (具体的に何をするのか?)						事業費 (節) の内訳		
<p>○県民税配当割納入額の59.4%を市町村に交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月：8月、12月、3月)</p>						18 交付金	2,198,528	

年度	8	事業名 (事項)	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			担 当 部 課	総務部 税務課	
						担 当 者	事業税係	
						連 絡 先	027-226-2196	
会計名	一般会計					説明書ページ	263	
予算科目	第16款 諸支出金 一第4項 株式等譲渡所得割交付金 一第1目 株式等譲渡所得割交付金							
事業期間	H16年 ~ 年	根拠法令	地方税法、県税条例					
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源			
当初予算額	2,103,444				2,103,444			
(前年度)	1,503,080				1,503,080			
(前々年度)	1,221,242				1,221,242			
決算額								
(前年度)	4,338,687				4,338,687			
(前々年度)	3,033,864				3,033,864			
事業目的 (県民にとってのメリットは?)						新・総合計画(基本計画)との関連		
<p>株式等の譲渡所得に対する住民税について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みとして県民税株式等譲渡所得割が平成16年1月に創設されたことに伴い、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。</p>								
事業計画 (具体的に何をするのか?)						事業費 (節) の内訳		
<p>○県民税株式等譲渡所得割納入額の59.4%を市町村に交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月：3月)</p>						18 交付金	2,103,444	

第16款 諸支出金

年度	8	事業名 (事項)	法 人 事 業 税 交 付 金		担 当 部 課	総務部 税務課	
					担 当 者	事業税係	
					連 絡 先	027-226-2196	
会計名	一般会計				説明書ページ	263	
予算科目	第16款 諸支出金 一第5項 法人事業税交付金 一第1目 法人事業税交付金						
事業期間	R 2年 ~ 年	根拠法令	地方税法、県税条例				
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	5,867,683				5,867,683		
(前年度)	5,620,933				5,620,933		
(前々年度)	5,369,989				5,369,989		
決算額							
(前年度)	6,372,471				6,372,471		
(前々年度)	6,013,090				6,013,090		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
<p>地方法人課税の偏在是正措置として行われる地方法人税(国税)の税率引上げに伴う法人住民税法人税割の税率引下げにより、都道府県より引下げの大きい市町村分の減収補填措置として法人事業税の一部を市町村に交付する。</p>							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳		
○法人事業税取の7.7%を交付額とし、市町村に交付する。 (交付月: 8月、12月、3月)					18 交付金	5,867,683	

年度	8	事業名 (事項)	地 方 消 費 税 交 付 金		担 当 部 課	総務部 税務課	
					担 当 者	不動産・軽油係	
					連 絡 先	027-226-2198	
会計名	一般会計				説明書ページ	263	
予算科目	第16款 諸支出金 一第6項 地方消費税交付金 一第1目 地方消費税交付金						
事業期間	H 9年 ~ 年	根拠法令	地方税法、県税条例				
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	57,331,367				57,331,367		
(前年度)	54,212,656				54,212,656		
(前々年度)	49,655,640				49,655,640		
決算額							
(前年度)	56,249,977				56,249,977		
(前々年度)	52,046,283				52,046,283		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
<p>地方分権の推進・地域福祉の充実に重要な役割を果たす市町村の安定的な財政基盤確立のため、また、消費譲与税の廃止に伴う市町村の歳入不足を補填するため、地方消費税の一部を市町村に交付する。</p>							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳		
○都道府県間の清算後の地方消費税の実収入額の2分の1の額を市町村の人口、従業者数により按分し交付する。 (交付月: 6月、9月、12月、3月)					18 交付金	57,331,367	

第16款 諸支出金

年度	8	事業名 (事項)	ゴルフ場利用税交付金		担当部課	総務部 税務課	
					担当者	事業税係	
					連絡先	027-226-2196	
会計名	一般会計				説明書ページ	264	
予算科目	第16款 諸支出金 - 第7項 ゴルフ場利用税交付金 - 第1目 ゴルフ場利用税交付金						
事業期間	S41年 ~ 年		根拠法令	地方税法、県税条例			
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	
当初予算額		687,389				687,389	
(前年度)		710,992				710,992	
(前々年度)		752,580				752,580	
決算額							
(前年度)		726,344				726,344	
(前々年度)		737,465				737,465	
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
地方税法第103条の規定により、ゴルフ場に通じる道路の整備等に係る市町村の財政負担に考慮し、ゴルフ場利用税の一部を市町村に交付する。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳		
○ゴルフ場利用税収入額の10分の7を交付額とし、ゴルフ場が所在する市町村に対して交付する。 (交付月: 8月、12月、3月)					18 交付金	687,389	

年度	8	事業名 (事項)	環境性能割交付金		担当部課	総務部 税務課	
					担当者	不動産・軽油係	
					連絡先	027-226-2198	
会計名	一般会計				説明書ページ	264	
予算科目	第16款 諸支出金 - 第8項 環境性能割交付金 - 第1目 環境性能割交付金						
事業期間	R元年 ~ 年		根拠法令	地方税法、県税条例			
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	
当初予算額		147,739				147,739	
(前年度)		1,386,424				1,386,424	
(前々年度)		1,235,578				1,235,578	
決算額							
(前年度)		1,386,424				1,386,424	
(前々年度)		1,235,578				1,235,578	
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
地方税法第177条の6の規定により、自動車税環境性能割の一部を市町村に交付する。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳		
○自動車税環境性能割収入額の40.85%を交付額とし、各市町村の道路延長、道路面積により按分して交付する。 (交付月: 8月、12月、3月) ※環境性能割廃止前の令和8年3月收入分は令和8年8月に交付					18 交付金	147,739	

